

議案第2号

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

第三次財政健全化計画に基づき、政務活動費の減額を行いたいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

## 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例（平成26年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第4条第1項中「15,000円」を「5,000円」とする。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。